

提供資料の管理情報

提供日 2026.12.10

抄録・参照版作成日 2026.12.10

原資料の作成目的

申請と原資料の不整合に基づき、移行可否と追加確認を決定する。

保存経路・提供範囲

共同出資者・導入予定者・外部委員で構成する移行判定委員会の決定原本。

都市継続研究機構

提供資料

UCR-CM-D-26-1210-01

都市生活継続支援サービス・本運用移行判定

2027年4月の開始を延期し、独立確認と資料保全継続を決定した判定記録です。

原資料作成日

2026.12.10

原資料作成者

都市生活継続支援サービス移行判定委員会

文書番号

UCR-CM-D-26-1210-01

UCR-CM-G-26-1116-01に基づき、CV-A-26-1201-01の移行申請を判定した。合同確認記録UCR-CM-I-26-1207-01に記載された重大な不整合が解消していないため、2027年4月の本運用開始を延期する。次の開始時期は本決定で確定しない。

個別周知を省略した実施条件、事前適格だった未達32試行の結果後除外、異議を受領した後の維持判断、除外条件を含む広い対象への適用説明について、研究統括部門から独立した確認を行う。原入力、旧条件、変更票、送付・受領、公表版の保全を継続する。

本決定は研究統括の承認を置き換えて資料を書き換えるものではない。原資料の提示責任と各社の保存責任は保持する。既に決定した相良に関する原因説明・契約理由の訂正、旧資料の廃棄停止、解除申請差戻しは引き続き有効である。

延期の主な根拠は、周知・評価・適用範囲の三群の証拠である。封緘一包の開封前であること自体を、実証データの不在や不正の証明として採用しない。

決定と実施担当	
決定事項	担当・期限の扱い
2027年4月本運用の延期	移行判定委員会が決定。再開時期未定
独立確認	研究統括から独立した確認担当を委員会が指定
原資料・旧版の保全継続	各保有主体が実施
申請の説明訂正・再提出	UCR事業統括・共同運用窓口が対応
従前の訂正・保全維持	施設管理者・浅葱の既決定を維持

現在の参照情報	
原資料本文とは別に付した参照先です。参照情報更新日:2026.12.14	
先に公開された移行審査要領	↑
合同原資料確認記録	↑
申請上の主張と根拠	↑

本資料はフィクション作品の一部です。作品案内:<https://ucr.piveh.com/about-this-site/>